

社会福祉法人 愛寿会

定 款 細 則

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 この細則は、社会福祉法人愛寿会定款（以下「定款」という。）第 40 条の規定に基づき、その施行について定める。

第 2 章 評議員及び評議員会

(評議員の選任及び解任)

第 2 条 定款第 6 条各項の規定に基づく評議員選任・解任委員会の運営については、「評議員選任・解任委員会運営規程」において定める。

(評議員会の招集)

第 3 条 評議員会の開催にあたって、理事長は各評議員に対し、開催日時、場所、付議事項を開催日の 3 週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この期間を 1 週間前までに短縮することができる。

2 開催の通知を受けた評議員は、理事長に対して速やかに出席の有無を回答しなければならない。

(議案資料の提出)

第 4 条 理事長は、評議員会の議案審議に必要な資料等を作成し、開催日の 1 週間前までに評議員に提出しなければならない。

(議事進行)

第 5 条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選によりその都度選出する。

2 議事録署名人 2 名は、議長以外の出席した評議員の中からその都度選出する。

3 議長及び議事録署名人には、その日の議案の一部に関して特別な利害関係を有する者を含めてはならない。

4 議長は、会議の運営及び議案の審議上の必要に応じて、役員及び職員並びに関係者を同席させて発言させることができる。ただし、決議に加わることはできない。

5 決議は、議長を除く出席した評議員により行うものとする。ただし、可否いずれにも決しない場合は、議長の裁定による。

(議事録)

第 6 条 評議員会を開催した場合は、次の要件を満たした議事録を作成するものとする。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 評議員総数と出席者数及び氏名、並びに同席した者の職・氏名

(3) 審議の要領及び経過と決議事項

(4) その他審議にかかる必要な記録

第3章 役員・職員及び理事会

(業務執行理事)

第7条 定款第15条第3項に定める業務執行理事には、理事長以外の理事の中から次の者をあてる。

- (1) この法人の経営する施設の長（以下「施設長」という。）である理事
- (2) 理事長の業務の一部を補佐するために理事会が指名した理事

(職員)

第8条 定款第22条第2項に定める「施設の長他の重要な職員」は、次の職位に就く者とする。

- (1) 施設長
- (2) 部長級、課長級、係長級の者

(理事長の専決事項)

第9条 定款第24条に定める理事長が専決する事項は、別表1の通りとする。

- 2 理事長は、前項に定めるもののうち日常性が高くかつ軽易なものについては、その処理を施設長に委任することができる。これに該当する事項は、別表1に併記するものとする。

(理事会の構成)

第10条 理事会は、全ての理事をもって構成し、監事が同席するものとする。

(理事会の開催時期)

第11条 定例の理事会は、毎会計年度の次の時期に開催することを原則とし、法人の業務及び理事の職務の状況を報告するものとする。

- (1) 当年5月 前年度の事業及び会計決算に関する報告
- (2) 同 10月 今年度上半期の事業及び会計決算に関する報告
- (3) 翌年3月 今年度の事業及び会計決算に関する進捗状況の報告と、翌年度の事業計画及び会計予算の立案

- 2 臨時の理事会は、必要に応じて開催することができる。

(理事会の招集)

第12条 理事会の開催にあたって、理事長は各理事及び各監事に対し、開催日時、場所、付議事項を開催日の3週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合にあっては、この期間を1週間前までに短縮することができる。

- 2 開催の通知を受けた理事及び監事は、理事長に対して速やかに出席の有無を回答しなければならない。

(議案資料の提出)

第13条 理事長は、理事会の議案審議に必要な資料等を作成し、開催日の1週間前までに理事及び監事に提出しなければならない。

(議事進行)

第14条 理事会の議長は、理事長が務める。

- 2 議長は、会議の運営及び議案審議上の必要に応じて、職員及び関係者を同席させて発言させることができる。ただし、決議に加わることはできない。
- 3 決議は、議長を除く出席した理事により行うものとする。ただし、可否いずれにも決しない場合は、議長の裁定による。
- 4 前項にかかわらず、提示した議案について特別な利害関係を有しない理事の全員が書面又は電磁氣的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、その議案について監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第15条 理事会を開催した場合は、次の要件を満たした議事録を作成するものとする。

- (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 理事、監事の各総数と各出席者数及び各氏名、並びに同席した者の職・氏名
 - (3) 審議の要領及び経過と決議事項
 - (4) その他審議にかかる必要な記録
- 2 議事録は、議長と出席した監事が署名又は記名押印して保管しなければならない。

第4章 その他

(守秘義務)

第16条 この法人の評議員・役員・職員である者、及び評議員・役員・職員であった者は、業務上知り得た個人情報を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために使用してはならない。

(改 廃)

第17条 この定款細則を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この定款細則は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この定款細則は、平成30年4月1日より一部改訂する。